

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問（調停）期日の開催状況（平成 28 年 4 月～6 月）

平成 28 年 4 月～6 月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
4 月 12 日	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件第 2 回審問期日	東 京
4 月 13 日	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件第 3 回審問期日	東 京
4 月 20 日	新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件第 2 回審問期日	東 京
4 月 27 日	大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
5 月 11 日	港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
5 月 12 日	世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件第 2 回審問期日	東 京
5 月 18 日	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件第 3 回審問期日	東 京
5 月 31 日	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件第 1 回審問期日及び同原因裁定申請事件第 2 回審問期日	東 京
6 月 15 日	大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件第 2 回審問期日	東 京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成28年4月～6月）

受付事件の概要

墨田区におけるビル解体及び建築工事による地盤沈下被害等原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第1号事件）平成28年5月24日受付

申請人A及び同人が代表取締役を務める申請人B有限会社とが、申請人Aほか共有する土地及び建物の不同沈下は、被申請人らのマンションの解体及び建築工事によるものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件

（平成27年（セ）第7号事件）

1 事件の概要

平成27年11月4日、兵庫県宝塚市の住民2人から、研究施設を運営する公益財団法人及び学校法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが、申請人ら宅に近接している研究施設から排出される化学物質により、申請人Aは、鼻・目の痛み、吐き気等、申請人Bは、鼻・目・喉などの痛み、頭痛、吐き気、呼吸困難等の健康被害が生じたほか、防毒マスクをつけて過ごすことを余儀なくされるなどの肉体的・精神的苦痛を受けたとして、研究施設を運営する被申請人ほか1名に対し、連帯して、申請人Aに対し1,000万円、申請人Bに対し1,500万円の損害賠償金の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めましたが、平成28年4月13日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件

（平成25年（ゲ）第11号事件）

1 事件の概要

平成25年7月2日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定を求める嘱託があった事件です。

嘱託事項は以下のとおりです。原告所有土地に隣接する被告Aの営む油槽所からの油の漏えい事故と、同じく原告所有土地に隣接する被告Bの営む油槽所からの油の漏えい事故、それぞれの油漏えい事故と原告所有土地の油汚染との間の因果関係の存否について原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、専門委員1名を選任の上、各種の職権調査を行うとともに、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成28年4月19日、原告所有土地の一定範囲の油汚染について被告らによる油漏えいとの間に因果関係を認めるとの裁定を行い、本事件は終結しました。

徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件

(平成26年(調)第1号事件)

1 事件の概要

本件は、まず、平成26年3月14日、徳島県徳島市の住民70人から、産業廃棄物再生処理業者、産業廃棄物排出事業者14社及び徳島県を相手方(被申請人)として、徳島県知事に調停を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。件外産業廃棄物処理業者(既に経営者死亡により経営実態がない)により設置された産業廃棄物最終処分場(安定型)において、不法投棄等が繰り返された結果、本件処分場には管理型産業廃棄物、性状不明な廃棄物や汚泥が埋め立てられ、計画盛土高を超える標高となっており、環境ホルモン類の溶出が危惧されるなど、周辺的生活環境に重大な支障を生じるおそれがある。これらのことから、申請人らは、被申請人らに対し、共同して、(1)本件処分場等におけるボーリング調査(産業廃棄物の埋立状況、汚染の状況調査)、(2)本件処分場等の周辺における地下水分析等の継続的な調査、(3)周辺的生活環境の汚染を引き起こさないよう適切な措置を講じること、を求めたものです。

徳島県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、関係する香川県知事に対し連合審査会の設置について協議しましたが、協議が整わなかったため、同条第5項の規定により、本調停事件を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、平成26年4月3日に受け付けました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受け付け後、直ちに調停委員会を設けました。調停委員会は、1回の現地調停期日を開催するとともに、廃棄物処分場分野全般に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めたものの、平成28年4月26日、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を

継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第 36 条第 1 項により調停を打ち切り、よって本事件は終結しました。

大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 9 号事件・平成 28 年 (調) 第 7 号事件)

1 事件の概要

平成 27 年 12 月 21 日、東京都大田区の住民 2 人から、食品加工販売会社及び近隣住民 1 人 (同経営者) を相手方 (被申請人) として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人は、申請人ら宅に隣接したコーヒーばい煎作業場において、コーヒー豆のかすや油かすなどの粉じんを排出し、焦げ臭い悪臭、騒音、振動を発生させている。これにより、申請人ら宅の外壁、屋根、ベランダ等には、粉じんの飛散、油分等の付着が見られ、粉じんが飛散しているときは洗濯や窓を開けることができないなど、種々の生活被害を受けているほか、申請人 B は、悪臭等及び被申請人らとの交渉による不安やストレスのため、不安神経症、不眠症等を発症するなど、精神的・肉体的苦痛を受けるとともに、申請人ら宅の外装メンテナンス工事費用等を支出したなどとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人 A に対し 93 万 7,750 円、申請人 B に対し 85 万 7,076 円の損害賠償金の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 28 年 6 月 15 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し (平成 28 年 (調) 第 7 号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成 26 年 (セ) 第 9 号事件)

1 事件の概要

平成 26 年 9 月 11 日、神奈川県横浜市の住民 1 人から、建設会社を相手方 (被申請人) として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人は、工事中仮橋 (ゲート) 建設、宅地造成工事及びマンション建設工事に伴う掘削機・重機の使用、杭打ち、最大 90 台/日に及ぶ大型工事中車両の通行等により、激しい振動、騒音、土埃の粉塵、悪臭を発生させている。特

に、振動と騒音は、精神的・肉体的に許容範囲を超えるほど激しく、申請人は精神的・肉体的苦痛等を受けた。

申請人は、工事開始前に市長に対し、紛争調整申出を行い、車両制限を要請したが、不調に終わり、また、工事開始後も被申請人及び市に対し、苦情を申し立てたが、改善されなかった。その後も、被申請人等と話し合いを行ったが、補償は拒否され、さらには、弁護士を代理人として交渉したが、改善されなかった。このため、建物補修費用、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金 356 万 5 円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 28 年 6 月 21 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 3 事件)

1 事件の概要

平成 27 年 8 月 10 日、東京都新宿区の住民 2 人から、不動産会社及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅に近接したビル解体工事から発生する騒音・振動により、申請人 A は、ゆっくり休むことができず、神経的に不安を感じているとともに、自ら経営している茶席の貸し出しができないでいるほか、振動による茶席及び工房に壁のひび割れや屋根瓦の緩みが生じ、申請人 B は、高齢で持病があり、寝室で休んでいるが、十分に休むことができないなど、営業損失及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計 1,365 万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 28 年 6 月 21 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成 25 年 (セ) 第 21 号事件)

1 事件の概要

平成 25 年 9 月 13 日、神奈川県鎌倉市の住民 2 人から、ドッグスクール経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人は、申請人ら宅の隣接地にドッグスクールを開校し、犬の鳴き声やトレーナーの大声による騒音及び悪臭を発生させている。この騒音により、申請人Aは不安、不眠、食欲低下等の健康被害を受け、申請人らは避難のための転居を余儀なくされ、また、ドッグスクールの存在による申請人ら宅の不動産価格の下落等の損害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金1,082万800円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成28年6月28日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要（平成28年4月～6月）

受付事件の概要

滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件

（平成28年（フ）第1号事件）平成28年4月19日受付

申請人らが、滋賀県知事（処分庁）に対し、同知事が行った滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分について、取消を求めて不服裁定を申請したものです。